

摩擦接合技術協会著作権規程

平成 20 年 2 月 15 日 制定

本規程は、摩擦接合技術協会発行の刊行物に記載された著作物に関する著作権について示したものである。

第 1 条 摩擦接合技術協会(以下、本会という)が発行する著作物の著作権は本会に帰属する。

2. この規則の施行前に本会が出版した著作物についても前項の規程を適用する。

第 2 条 本会が占有する著作権を利用する場合は、本会の許諾を必要とする。

2. 著作者自身が自分の著作物の全部または一部を複製、翻訳、翻案などの形で利用する場合は、その著作物の出典を明記する限り、これに対して本会は原則的に異議申し立てをしたり、妨げたりすることはしない。ただし、著作者自身でも全文を複製の形で他の著作物に利用する場合に限り、事前に本会へ文書により申し出を行い、許諾を求めなければならない。

第 3 条 本会が発行する著作物の内容については、著作者自身が責任を負うものであり、当該著作物によって他の著作権の侵害、名誉毀損またはその他の紛争が生じ、これによって本会に損害が生じた場合には、本会に対し当該損害を補填するものとする。

2. その他、著作権に関する紛争が生じた場合、本会はその責任を負わないものとする。

第 4 条 第三者から、著作物の複製あるいは転載に関する許諾の要請があり、本会が必要と認めた場合は許諾することができる。

第 5 条 本規程の改廃は理事会の議決による。

附則

1) 本規程第 1 条の著作物とは、本会会誌ならびに不定期刊行物、ホームページ等に掲載された著作物を指す。

2) この規程は平成 20 年 2 月 15 日から施行する。